

令和3年度 第1回 熊本県地域年金事業運営調整会議資料

令和3年8月



日本年金機構

Japan Pension Service

目 次

1. はじめに	1
2. 地域年金展開事業の概要	2～ 4
3. 令和2年度事業実施結果報告（令和2年4月～令和3年3月）	5～21
4. トピックス	22～26
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応	
(2) オンラインビジネスモデルの推進	
5. 令和3年度事業計画	27～32
6. 参考資料	33～41
(1) 令和3年度の年金額改定	
(2) 令和2年 年金制度改正の概要（一部抜粋）	
(3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標（全国）	
(4) 熊本県の厚生年金保険・国民年金の状況	
(5) 各年金事務所の国民年金被保険者数及び納付状況	

1. はじめに

委員の皆様には、平素より年金制度の運営に多大なるご理解・ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

令和2年度は、年度当初から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、滞納処分や戸別訪問等の対面を主とした業務を原則中止にするなど、多くの制約がある中での事業運営を余儀なくされました。

地域年金事業運営調整会議についても、本来であれば地域年金展開事業や国民年金事業等について委員の皆様からご意見やご助言を賜り、議論を重ねる貴重な機会でありましたが、書面による開催が続いている状況です。

こうした中、日本年金機構では、令和2年6月に「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、お客様の安心・安全を確保するため広範な感染症対策を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった被保険者や事業主に対しては、「国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置」や「厚生年金保険料等の納付猶予特例」をご案内するなど、適切かつ迅速に対応してまいりました。

現在も厳しい状況が続いておりますが、熊本県における地域年金展開事業については、「市区町村や関係機関との連携強化」「オンラインを活用した地域年金展開事業の推進」「年金委員活動の活性化、委嘱拡大」の3点を重点取組事項と位置づけ、重点的に取組を進めております。

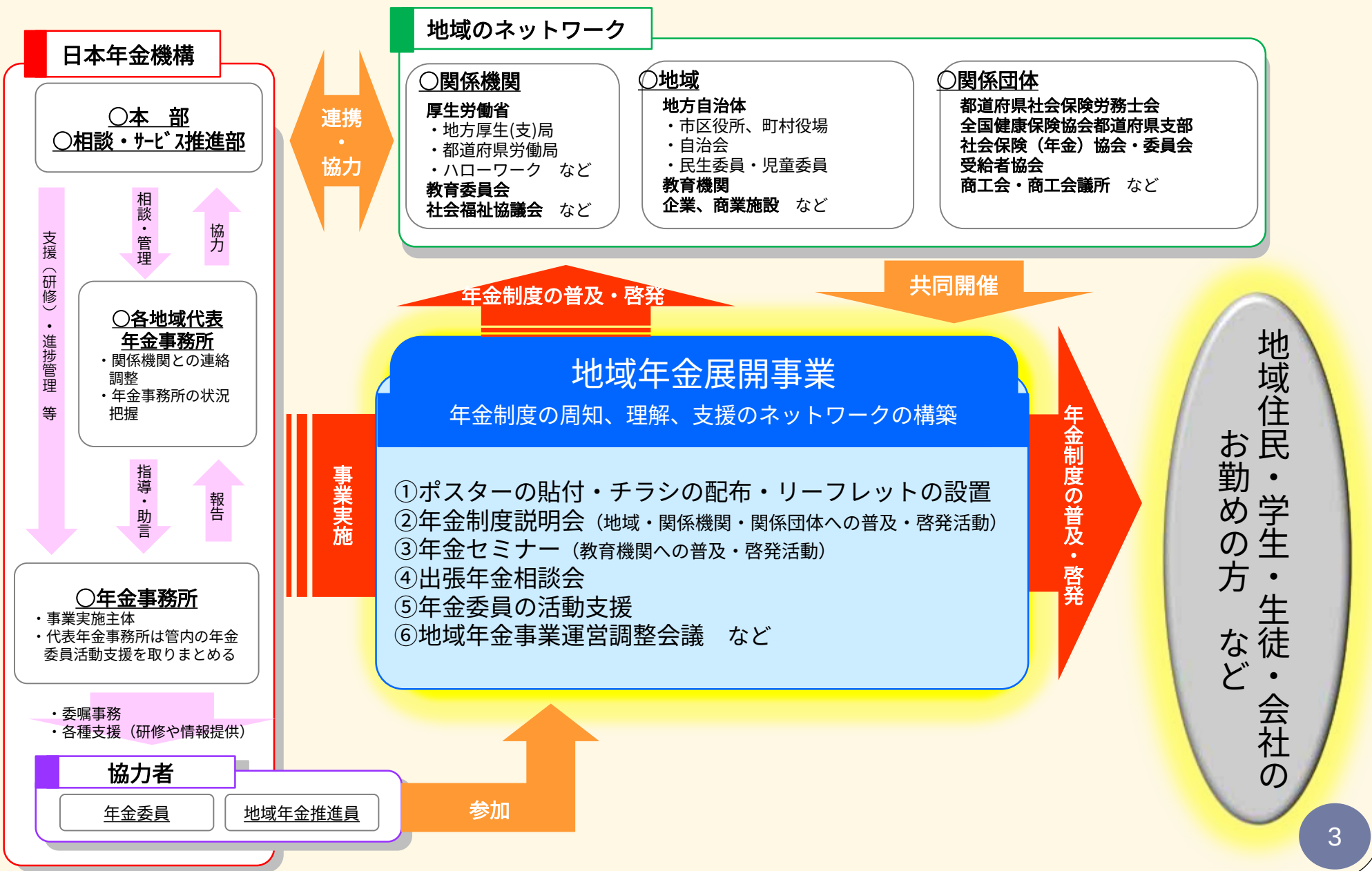
特に、新しい生活様式の実践に役立つお客様サービスとして、Web会議ツールを活用した年金セミナーの開催や電子申請、ねんきんネットの利用促進に努めてまいります。

今後も、委員の皆様のお力添えをいただきながら、地域年金展開事業をより一層推進し、年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけることで、日本年金機構の令和3年度組織目標である「社会の安定・安心への貢献」の実現に向け邁進してまいります。

引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 地域年金展開事業の概要

地域年金展開事業の概要



地域年金展開事業の主な取組

- ◆公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納率の向上等のため、関係機関との連携協力のもと、「年金制度説明会」や「年金セミナー」「出張年金相談」等を実施します。
- ◆また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

地域連携事業

職員が自治体や民間企業、関係機関、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員・所属員・加入員向けの年金制度説明会を実施。
市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ、年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配布の依頼等。

年金セミナー事業

職員が、大学や短大、専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。または年金セミナー用動画（DVD）を配付。
大学での年金相談、学生納付特例制度の申請窓口の開設、パンフレットの掲示や設置、配布の依頼等。

地域相談事業

年金事務所から遠方の地域住民の利便性やニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。

年金委員 活動支援事業

年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシなど活動に役立つ情報を提供。

地域年金事業 運営調整会議

公的年金制度の普及・啓発などの検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関の職員などを委員として都道府県単位で設置。

3. 令和2年度事業実施結果報告

(令和2年4月～令和3年3月)

○地域連携事業

計画

実績

総括及び課題

- ① 市町村や官公庁に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。

- ① 市町村や官公庁に、年金生活者支援給付金や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種対策に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置等を依頼し、地域住民への周知広報を実施した。
また、市町村や地域年金事業運営調整会議委員、年金委員に日本年金機構アニュアルレポートを送付し、事業運営の状況や目標の達成状況について報告した。



- ② 市町村広報誌等を活用し、年金制度や出張相談に関する周知を行う。

- ② 市町村広報誌へ出張相談の日程などの年金に関する記事を提供し、地域住民への広報を行った。
高森町のケーブルテレビに出演し年金制度の周知を行った。

実施日	事務所	内容	対象世帯
1月20日	熊本東	国民年金保険料口座振替	3000
2月17日	熊本東	国民年金保険料免除制度	3000
3月16日	熊本東	社会保険加入・電子申請	3000

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村や官公庁に出向くことが難しい状況が続いたため、研修会の回数も例年と比べ減少した。
- 市町村等の関係性は今後も重要であるため、オンラインを活用し研修会等の充実を図りたい。

○地域連携事業

市町村・官公庁

計画	実績	総括及び課題																																				
③ 市町村職員への研修、説明会を定期的に実施する。	③ 市町村職員への制度説明会を以下のとおり実施した。 <table><tr><th>実施月</th><th>事務所</th><th>内容</th><th>参加者</th></tr><tr><td>6月</td><td>本渡</td><td>新任担当者研修</td><td>7名</td></tr><tr><td>8月</td><td>玉名</td><td>新任担当者研修</td><td>8名</td></tr><tr><td>9月</td><td>玉名</td><td>実務担当者研修</td><td>7名</td></tr><tr><td>12月</td><td>八代</td><td>新任担当者研修</td><td>14名</td></tr><tr><td>12月</td><td>県内</td><td>下記（注）</td><td>56名</td></tr><tr><td>1月</td><td>玉名</td><td>実務担当者研修</td><td>4名</td></tr><tr><td>2月</td><td>熊本東</td><td>実務担当者研修</td><td>18名</td></tr><tr><td>3月</td><td>玉名</td><td>実務担当者研修</td><td>6名</td></tr></table> （注） 九州厚生局と共催で、九州管内市町村職員への事務説明会を開催した。また、今回は機構のテレビ会議システムを活用し博多年金事務所から発信する方法で開催した。 開催日 12月7日・14日 テーマ 国民年金免除申請書受付時における留意事項 国民年金における外国人の適用 障害年金事務にかかる留意事項 外国人のお客様が年金に関する相談で市区町村窓口に来られた際に、市区町村職員とお客様が、受話器を交互に受け渡し通訳業者と会話することで窓口対応を可能とする「多言語通訳サービス」を導入した。 導入日 令和2年10月1日 対応言語 10か国語	実施月	事務所	内容	参加者	6月	本渡	新任担当者研修	7名	8月	玉名	新任担当者研修	8名	9月	玉名	実務担当者研修	7名	12月	八代	新任担当者研修	14名	12月	県内	下記（注）	56名	1月	玉名	実務担当者研修	4名	2月	熊本東	実務担当者研修	18名	3月	玉名	実務担当者研修	6名	○ 市町村職員への制度説明会については、十分な距離の確保、会場の換気及び消毒の徹底、十分な距離の確保など、コロナ感染症対策に万全を期した上で実施することができた。
実施月	事務所	内容	参加者																																			
6月	本渡	新任担当者研修	7名																																			
8月	玉名	新任担当者研修	8名																																			
9月	玉名	実務担当者研修	7名																																			
12月	八代	新任担当者研修	14名																																			
12月	県内	下記（注）	56名																																			
1月	玉名	実務担当者研修	4名																																			
2月	熊本東	実務担当者研修	18名																																			
3月	玉名	実務担当者研修	6名																																			

7

計画

実績

総括及び課題

- ④ 市町村担当職員向け情報誌を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点について情報提供を行う。

- ④ 市町村職員向け情報誌「かけはし」を定期的に発行し、制度改正や事務処理上の留意点についてタイムリーな情報提供を行った。



【送付時期】
5月,7月,9月,11月,1月,3月

※奇数月に発行

- ⑤ 国税局・税務署へ広報チラシの設置を依頼する。

- ⑤ 確定申告時の窓口混雑緩和のため、熊本国税局及び熊本県内税務署に「年金受給者の源泉徴収票再発行手続き」及び「国民年金保険料控除証明書再発行手続き」に関するチラシの設置依頼を行った。



- これまでと同様に、各種制度の周知や情報提供について、市町村や関係団体と協力して実施することができた。
- 国民年金の適用・収納については、市町村との緊密な連携が不可欠であるため、研修会や意見交換の機会の充実をさらに進めていく必要がある。

計画		実績	総括及び課題
社会保険労務士会	① 定期的に連絡会を開催するとともに、適宜情報提供を行う。 ② 会員に対する研修会を開催する。	① 定期的な連絡会議を年2回開催し、制度改正や事務取扱いの変更等にかかる情報提供を行うとともに、相談予約や電子申請の推進に関する協力依頼を行った。 第1回（8月28日）KKRホテル熊本で15名参加 第2回（R3.1.29）KKRホテル熊本で15名参加 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修会を開催することができなかった。	○ 前年度までは、「年金相談の委託業務について」が主なテーマであったが、適用関係について変更。今後大きな制度改正を控え、機構の事業推進には社会保険労務士会との連携が不可欠であり、さらに協力連携を進めていく。
全国健康保険協会	① 定期的に連絡会議を開催し、情報共有を図る。 ② 機構及び全国健康保険協会の業務にかかる研修会を相互に実施する。 ③ 全国健康保険協会熊本支部及び熊本県社会保険委員会と共催で年金委員功労者表彰式を開催する。	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、R2.4月予定していた幹部会を開催することができなかった。 10月21日に幹部会を開催し、双方に関連する事業についての対応方針の策定や、課題に対する協議・検討を行った。 ② 昨年度に引き続き、全国健康保険協会熊本支部との相互研修を実施し、双方の業務について理解を深めた。 ③ 11月13日に年金委員功労者表彰式を開催した。 ※P19「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組を参照。	○ 厚生年金保険の適用に伴う保険証の発行や、健康保険の給付と年金の給付など、相互に関連する業務について理解を深めることは、お客様サービスの観点からも非常に重要であることから、引き続き連携強化を図る。
社会保険協会	① 社会保険協会発行の広報誌へ記事を掲載し、会員事業所への情報提供を行う。	① 偶数月に発行される社会保険協会発行の広報誌「社会保険くまもと」に記事を掲載し、情報提供を行った。 主な掲載記事 ・電子申請の推進 ・算定基礎届・賞与支払届提出の案内 ・「わたしと年金」エッセイ募集 ・ねんきんネットの利用促進	○ 記事掲載による情報発信をさらに効果的なものとするため、より分かりやすく読みやすい記事となるよう編集会議で提言する。

計画		実績	総括及び課題
社会保険委員会	① 社会保険委員会主催の会議に出席し、年金制度の説明や事業への協力依頼を行う。 ② 全国健康保険協会熊本支部及び熊本県社会保険委員会と共催で年金委員功労者表彰式を開催する。	① 7月7日（火）熊本県社会保険委員会支部長会議 10月21日（水）熊本支部役員会 3月12日（金）熊本県社会保険委員会支部長会議 3月26日（金）熊本支部役員会 ② 11月13日に年金委員功労者表彰式を開催した。 ※P19「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組を参照。	○ 新型コロナウイルス感染症の影響により集合による研修会の開催が難しい中、オンラインの活用を含め、広く情報提供できる方法を検討する必要がある。
	年金（受給者）協会	① 7月開催の評議会や支部（総会）に出席し、事業や年金委員委嘱拡大への協力依頼を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となった。	○ 今後大きな制度改正を控えており、確実に周知広報を行うとともに、年金委員の委嘱の依頼も積極的に行う。
自治体・町内会等	① 地域住民への年金制度説明会を開催する。 ② 地域型年金委員を活用し、地域住民への情報提供を行う。	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民への年金制度説明会は開催できなかった。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除に関する案内や、わたしと年金エッセイ募集に関する周知、年金事務所の混雑予想など、地域の中での情報発信に協力していただいた。	○ 地域住民のニーズを的確につかみ、地域住民が容易に理解し、かつ役に立つような制度説明会ができるよう努める。 ○ 地域住民との橋渡し役として、地域型年金委員の役割は非常に重要であることから、その活動のサポートをさらに充実させる。

計画

実績

総括及び課題

- ① 企業や団体の従業員に対し、年金制度説明会を開催する。

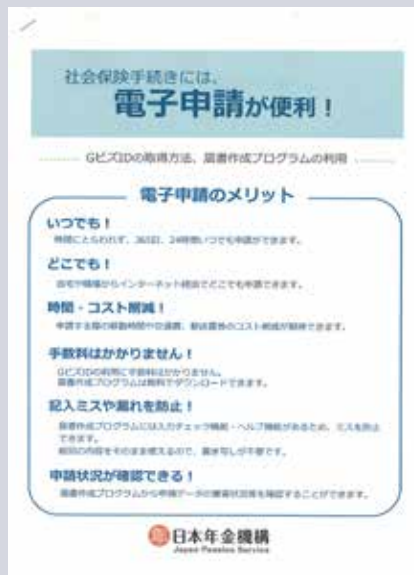
- ② 企業や団体に年金に関する情報提供を行うとともに、関係者への周知を依頼する。

- ① 以下のとおり事業所の従業員に対して年金制度説明会を開催した。

実施日	事務所	対象事業所	参加者
11月13日	熊本東	ゆうちょ銀行九州エリアの職員 (オンライン説明会)	14名

- ② 以下の機関に対し、社会保険加入について・電子申請・ねんきんネット等リーフレット設置の協力依頼を行い、利用者への周知を依頼した。

- ・南九州税理士会
- ・熊本県建設業労働災害防止協会
- ・熊本県商工会議所
- ・熊本県トラック業協会
- ・熊本県庁監理課



- これまで、民間企業へのアプローチが弱く、説明会の開催や協力連携する機会が少なかったため、今年度は重点的に取り組んだ。

- 今後も取組を継続するとともに、企業のニーズを的確につかみ、さらなる連携強化を図る。

○年金セミナー事業

計画	実績	総括及び課題
開催に向けたアプローチ ① 年金セミナーの実施に向け、教育関係機関への協力依頼を行う。 ② 中学校・高校・大学・専門学校等に対し、積極的なアプローチを行う。 また、アプローチを行う際は、地域年金推進員を積極的に活用する。	① 年金セミナー・制度説明会の実施に向け、熊本県教育庁高校教育課、私学協会、市町村教育委員会に対し協力依頼を行った。 熊本県私立中学・高等学校校長会に出席し、年金セミナー開催の協力依頼を行った。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け各教育機関への開催依頼文書の送付は出来なかった。 なお、可能な範囲で地域年金推進員が学校に対し個別にアプローチを行い詳細について説明を行うことができた。	○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け計画通りに進まない面が多かったが、地域年金推進員には精力的にアプローチを実施していただいた。 ○ 学校側のカリキュラムやニーズを十分把握するとともに、多様な年金セミナーが実施できることを積極的にアピールし、数あるセミナーの中から年金セミナーを選んでいただけるよう努める。 ※Web会議ツールを活用したオンラインセミナーについては、P25「多様な年金セミナー等の実施に向けた対応」を参照。

計画

実績

総括及び課題

- ① 新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、各学校の状況や要望に応じた年金セミナーを開催する。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、以下のとおり年金セミナーを開催した。
また、今年度から、これまでの対面型セミナーに加え、セミナー用動画（DVD）を配付し視聴していただく形式も導入した。

実施日	事務所	対象校	参加者	開催形式
6月1日	熊本西	熊本工業専門学校	19名	対面式
7月30日	〃	崇城大学	21名	対面式
9月8日など3日間	〃	湖東カレッジ唐人校	47名	対面式
11月5日	〃	熊本県立大学	270名	オンライン（学校設備）
11月19日	熊本西 熊本東	尚綱大学短期大学部武蔵ヶ丘キャンパス	170名	オンライン（学校設備）
12月2日	熊本東	熊本市立千原台高校	182名	対面式
12月7日	〃	宇城市立三角中学校	29名	DVD視聴
12月7日	〃	熊本市立五霊中学校	95名	DVD視聴
12月8日	熊本西	城北高校	150名	DVD視聴
12月8日	〃	専門学校東京CPA会計学院 熊本校	18名	対面式
12月8日	〃	熊本県立農業大学	13名	DVD視聴
12月8日など3日間	〃	九州工科自動車専門学校	92名	対面式
12月9日	〃	熊本歯科衛生士専門学校	145名	DVD視聴
12月10日	〃	ルーテル学院高校	102名	DVD視聴
12月15日	本渡	天草郡市医師会付属天草准看護高等専修学校	9名	DVD視聴

- 今後Web会議ツールを活用した年金セミナーが増加することを踏まえ、オンラインセミナーに適した資料の作成、操作方法の習得、伝わりやすい説明の仕方などについて検討していく。
- 相手方にオンラインセミナーのメリットが実感できるような工夫を重ねていくことが重要である。



計画

実績

総括及び課題

年金セミナーの開催

実施日	事務所	対象校	参加者	開催形式
12月16日	熊本東	熊本工業高校（定時制）	14名	対面式
〃	〃	東海大学付属熊本星翔高校	8名	D V D視聴
12月17日	〃	熊本市立東野中学校	134名	D V D視聴
12月23日	〃	熊本市立桜山中学校	50名	D V D視聴
〃	熊本西	文徳高校	53名	D V D視聴
12月24日	本渡	新和中学校	23名	D V D視聴
R 3年1月15日	八代	八代白百合学園高校	110人	D V D視聴
1月20日	本渡	牛深東中学校	70人	D V D視聴
1月21日	〃	天草拓心高等学校マリン校舎	32人	D V D視聴
1月25日	〃	牛深中学校	50人	D V D視聴
1月26日	熊本東	熊本市立江南中学校	73人	D V D視聴
2月1日	〃	熊本市立江原中学校	65名	対面式
2月8日	本渡	牛深高校	60名	D V D視聴
2月15日	〃	天草高校倉岳高	16名	D V D視聴
2月17日	熊本東	熊本市立芳野中学校	5名	D V D視聴
2月19日	〃	鹿児島県立山川高校	35名	オンラインセミナー
2月19日	玉名	菊池女子高校	29名	対面式
2月22日	本渡	天草拓心高校本渡校舎	105名	D V D視聴
〃	〃	上天草看護専門学校	31名	D V D視聴
2月24日	〃	天草市立本渡看護専門学校	28名	D V D視聴
3月1日	〃	天草高校	220名	D V D視聴

計画

実績

総括及び課題

年金セミナーの開催

実施日	事務所	対象校	参加者	開催形式
3月1日	熊本東	熊本市立京陵中学校 清水が丘分校	9名	DVD視聴
〃	〃	熊本市立白川中学校	33名	DVD視聴
3月2日	〃	慶誠高校	252名	DVD視聴
〃	熊本西	熊本医療センター附属看護学校	39名	対面式
3月5日	玉名	玉名市立玉陵中学校	48名	DVD視聴
3月9日	熊本東	熊本農業高校	258名	DVD視聴
3月10日	本渡	上天草高校	73名	DVD視聴
3月15日	〃	熊本西高校	33名	DVD視聴
3月15日	玉名	玉名市立玉名中学校	93名	DVD視聴
3月25日	本渡	御所浦中学校	18名	DVD視聴
計		46校	3,249	

地域年金推進員

- ① 地域年金推進員に対する研修会や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行う。

- ① 7月6日地域年金推進員（4名）を参集し、地域年金推進員連絡会議を開催した。
 主な議題 令和元年度 年金セミナー開催状況
 令和2年度年金セミナー開催に向けた取組

- 年金セミナーの活性化のためには地域年金推進員の協力が極めて重要であるため、引き続き、連携を強化していく。

○地域相談事業

市町村

計画	実績					総括及び課題
① 遠隔地の市町村において、定期的に出張年金相談を開催する。	① 以下のとおり各市町村において出張年金相談を開催した。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月及び5月については一部開催中止となった。					○ 新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断した時期もあったが、持ち運び可能な仕切りを作成するなど、感染防止対策を徹底したうえで実施することができた。 ○ 遠隔地にお住いの被保険者・受給者にとって、出張年金相談は極めて重要な相談の機会であり、多くのニーズもあることから、引き続き市町村や関係機関と連携しながら実施していく。
	事務所	開催場所	開催頻度	開催数	相談件数	
	熊本東	阿蘇市(一の宮保健センター)	毎月2回	17回	131件	
	〃	阿蘇市農村環境改善センター	毎月2回	17回	141件	
	〃	高森総合センター	毎月1回	10回	76件	
	〃	おぐに町民センター	毎月1回	9回	71件	
	〃	宇城市役所会議室	毎月2回	20回	181件	
	〃	宇土市福祉センター	毎月2回	21回	228件	
	〃	矢部健康福祉センター(千寿園)	毎月1回	8回	56件	
	熊本西	山鹿市役所	毎週1回	44回	363件	
	〃	熊本北区役所	毎月1回	10回	115件	
	〃	菊池市役所	毎月2回	20回	229件	
	〃	大津町役場	毎月1回	12回	125件	

16

計画		実績					総括及び課題	
市町村		事務所	開催場所	開催頻度	開催数	相談件数		
		八代	水俣市総合もやい直しセンター	毎月2回	17回	102件		
		〃	芦北町役場	毎月1回	6回	36件		
		〃	多良木町役場	毎月2回	20回	176件		
		〃	人吉市東西コミュニティセンター	毎週1回	36回	335件		
		〃	錦町社会福祉協議会	毎月2回	20回	189件		
		本渡	天草市役所牛深支部	毎月1回	11回	47件		
		〃	上天草市役所大矢野庁舎	毎月1回	9回	40件		
		玉名	荒尾市役所	毎月1回	9回	33件		
		計	19ヶ所		316回	2,674件		
		(令和2年4月～令和3年3月)						
ハローワーク	① ハローワークと協力し、離職者に対する年金制度説明会を開催する。	① ハローワークにおいて、定期的に求職者や失業者に対する年金制度説明会を開催した。あわせて、国民年金保険料免除申請にかかる相談会を開催した。 ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、資料の設置のみとなるなど、予定の回数及び内容での実施ができない場合が多くあった。				○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は予定していた取組が十分にはできなかったが、免除申請書の獲得を効率的に行えることから、引き続き取り組んでいく。		

17

○年金委員活動支援事業

計画	実績	総括及び課題
年金委員 ① 年金委員に対する定期的な研修会・意見交換会を開催する。 ② 各種情報提供や制度周知の協力依頼を適時行う。 ③ 年金委員の委嘱拡大に向け、事業所や関係機関に対しアプローチを行う。 ④ 年金委員功労者表彰式を開催する	① 以下のとおり、年金委員に対して研修会を開催し、年金委員の活動を支援した。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修会の多くが中止となった。 ② 年金生活者支援給付金、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各種対策、新たな制度等に関するリーフレットを定期的に送付し、地域での周知・広報の協力依頼を行った。 また、年金委員活動の推進・サポートを目的に、「地域型年金委員の手引き」「職域型年金委員の手引き」を送付した。 地域型年金委員に対しては、偶数月に情報誌「なごみ便り」を送付し、情報提供を行った。 ③ 対面でのアプローチが制限されたため、事業所や関係機関に対し、主に文書の送付によるアプローチを行った。 熊本県商工会議所に対し、年金委員募集チラシの設置を依頼。 ④ 11月13日に年金委員功労者表彰式を開催した。 ※P19「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組を参照。	○ 年金委員の活動は、職場や地域における制度周知・制度への理解に欠かせないことから、今後もしっかりとその活動をサポートしていく。 ○ 年金委員の委嘱数は職域型・地域型ともに減少傾向にあり、年金委員のメリットを感じていただけるような取組を検討し、委嘱拡大を目指す。 The image shows two brochures. The left one is titled '年金委員募集中!' (Recruiting for Pension Committee) and features a photo of a group of people. The right one is titled 'なごみ便り' (Nagomi B报り) and is a colorful magazine-style brochure with various text and graphics.

○「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

計画		実績					総括及び課題																							
年金委員表彰式	① 年金委員功労者表彰式を開催する。	① 年金委員功労者表彰式を以下のとおり開催した。 なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、記念講演は実施せず、表彰状授与式のみを行った。 開催日 11月13日 場 所 K K Rホテル熊本 城彩の間 受賞者 厚生労働大臣表彰 1名 日本年金機構理事長表彰 3名 日本年金機構理事表彰 10名					○ 感染拡大防止策について会場側と十分に事前準備を行い、スムーズな式の運営ができた。																							
	① 各拠点において、公的年金制度を積極的にPRするための独自の取組を実施する。	<table><thead><tr><th>実施日</th><th>開催場所</th><th>内容</th><th>参加者</th><th>事務所</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">11.25</td><td>ゆめタウンはません</td><td>出張相談</td><td rowspan="2">10人</td><td>熊本東八代</td></tr><tr><td>ゆめタウン光の森</td><td>出張相談</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">11.26</td><td>サンリブ本渡</td><td>出張相談 こども絵画展</td><td>2人</td><td>本渡</td></tr><tr><td>イオン八代</td><td>出張相談</td><td>3人</td><td>八代</td></tr><tr><td rowspan="2">11.27</td><td>鶴屋百貨店</td><td>出張相談</td><td>14人</td><td>熊本西</td></tr></tbody></table>	実施日	開催場所	内容	参加者	事務所	11.25	ゆめタウンはません	出張相談	10人	熊本東八代	ゆめタウン光の森	出張相談		11.26	サンリブ本渡	出張相談 こども絵画展	2人	本渡	イオン八代	出張相談	3人	八代	11.27	鶴屋百貨店	出張相談	14人	熊本西	① 11月27日に各年金事務所に年金委員が参集し、機構のテレビ会議システムを活用する形で、リモートによる全国年金委員研修会を開催した。また、研修会開催後に、機構の事業の状況や年金委員活動に関し意見交換を行った。参加者10名 主な議題 年金制度改正 ねんきんネット、電子申請の利用促進 機構の事業にかかる現状と課題 年金委員活動にかかる現状と課題 市町村、年金委員、地域年金事業運営調整会議委員にポスター・リーフレットを送付し、「ねんきん月間」「年金の日」にかかる取組についての周知・広報の協力依頼を行った。また、同時に市町村広報誌掲載依頼を行った。
実施日	開催場所	内容	参加者	事務所																										
11.25	ゆめタウンはません	出張相談	10人	熊本東八代																										
	ゆめタウン光の森	出張相談																												
11.26	サンリブ本渡	出張相談 こども絵画展	2人	本渡																										
	イオン八代	出張相談	3人	八代																										
11.27	鶴屋百貨店	出張相談	14人	熊本西																										

各拠点の取組





19

計画

実績

総括及び課題

- ① 「わたしと年金」エッセイ募集に係る広報・アプローチを積極的に行い、応募につなげる。

- ② 応募校に対し感謝状を贈呈する。

- ① 「わたしと年金」エッセイの応募数増加に向け、市町村、教育関係者、教育機関に協力依頼を行った。
さらに、地域年金推進が教育機関に対し積極的に周知・広報を実施した。

これらの取組の結果、今年度は33件の応募があったが、コロナの影響もあり昨年度より大幅に減少した。

応募数 真和高校 33件

- ② 12月16日に熊本東年金事務所副所長が真和高等学校を訪問し、感謝状を贈呈した。



- より多くの学校に夏休みの宿題等として取り入れてもらい、今年度以上の応募となるよう、入選作品集の送付など、引き続き広報活動に力を入れる。

○地域年金事業運営調整会議

計画		実績	総括及び課題
運営調整会議	① 地域年金事業運営調整会議を年2回開催し、取組状況を報告する。	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年7月に開催を予定していた令和2年度第1回地域年金事業運営調整会議は、中止となった。	○ 書面による開催となった場合でも、委員の皆様のご意見をしっかりと事業に反映できるような仕組みを構築していく。 ○ 今後、地域年金事業運営調整会議をはじめ各種会議や研修について、オンラインを活用した開催が可能となるよう、機構本部と連携して取り組んでいく。
	② 地域年金事業運営調整会議委員に、年金制度や事業に関する情報提供を行う。	② 地域年金事業運営調整会議委員に、「ねんきん月間」や「年金の日」にかかるポスター・リーフレット、予約相談にかかるリーフレットを送付し、各種取組への協力依頼を行った。	

○これまでの会議における主なご提言への取組状況

日付	事業名	ご提言内容	対応状況
令和2年7月 第1回 運営調整会議		新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止	
令和3年3月 第2回 運営調整会議 書面開催	新型コロナウイルス感染症への対応	年金セミナー用動画の作成配布、web会議ツールの活用など適切な対応でした。この取組みは感染症禍の終了後においても活用可能な取組みであると考えます。	【対応中】 令和3年度も引き続き拡充してまいります。
令和3年3月 第2回 運営調整会議 書面開催	令和3年度事業計画（案）	【年金委員委嘱拡大の取組みについて】 職域型委員の交代時の委員辞退がない様に再度注意を払って頂き、職域型委員減少がない様に、後任推薦の協力をお願い致します。	【対応中】 現在、職域型年金委員交代時には、各年金事務所とも後任推薦の依頼を実施しておりますが、今後も継続して取り組んでまいります。

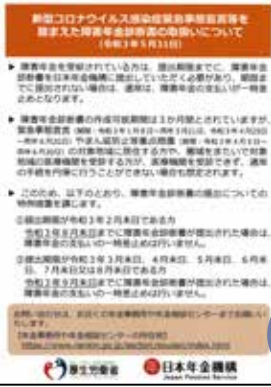
4. トピックス

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応

日本年金機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があったお客様に対して、保険料の免除や納付猶予制度をご案内するなど、組織を挙げて適切かつ迅速に対応しています。

また、お客様の安心・安全を確保するため、「日本年金機構における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し、各拠点において広範な感染防止対策を実施しています。

■ 新型コロナウイルス感染症への主な対応

	①国民年金保険料免除等の臨時特例措置	②厚生年金保険料等の納付猶予特例	③標準報酬月額の特例改定	④障害状態確認届の提出期限延長
概要	○収入源となる業務の喪失や売上減少により所得が相当程度に下がった場合、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、保険料免除などを可能とする。	○相当な収入の減少が生じた場合、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等を、申請により1年間猶予することができる。なお延滞金は全額免除となる。 (※現在は納付猶予特例は終了し、申請による換価の猶予等をご案内している。)	○新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が著しく下がった方について、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、翌月から改定。	○障害年金の受給者等に提出していただく障害状態確認届（診断書）について、提出期限が令和3年8月末日までにある方について、提出期限を延長。
対応実績 (令和2年度:全国)	○約31.9万件を承認	○約9.8万事業所の申請を許可 ○許可金額は約9,700億円	○約2.7万事業所、約45.3万人の標準報酬月額を改定	○提出期限の延長のお知らせを約26万人の対象者に送付
リーフレット				

(2) オンラインビジネスモデルの推進

政府のデジタル化の方針を踏まえたこれまでの取組に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた非対面型のビジネスモデルを推進するため、お客様サービスのオンライン化に取り組んでいます。

1. 電子申請の利用促進・環境整備

- 電子申請の届出が義務化される事業所及び被保険者が101人以上の事業所について、重点的に利用勧奨を実施し、電子申請への移行を進めました。

	令和元年度累計	令和2年度累計
電子申請件数（割合）	31,677千件（23.9%）	54,551千件（41.9%）

※主要7届書（資格取得届、資格喪失届等）を対象

- 令和2年4月から、電子証明書がなくても、GビズIDを利用したマイナポータル経由の電子申請の受付が可能となりました。
- 事業所調査時に事業主に提出を求めている賃金台帳等の調査資料について、利便性向上を図ることを目的に、新たにオンラインで提出できる環境を構築し、運用開始に向けた準備を進めています。



2. ねんきんネットの利用促進・機能改善

- ねんきんネットを利用することで、年金事務所に出向くことなく、年金見込み額試算やご自身の年金記録の確認などが可能となります。また、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式の実践に役立つサービスでもあり、利用促進に力を入れています。
- マイナンバーカードを利用したマイナポータル経由でのねんきんネットの初回利用について、令和3年7月からスマートフォンでの対応が可能となるよう機能改善を行いました。

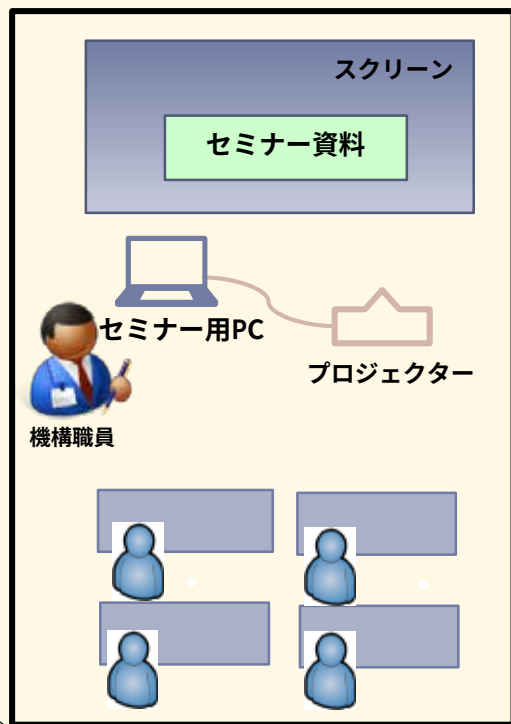


3. 多様な年金セミナーの実施

- 年金セミナーや制度説明会を安心して受講いただくため、新たに導入したWeb会議ツールを活用し、オンラインによる年金セミナーを実施しています。Web会議ツールは、現在のところ地域代表年金事務所（熊本東年金事務所）に導入済みであり、実施結果を検証しながら、令和3年10月までに順次、全年金事務所に導入する予定です。
- 令和2年11月以降「知っておきたい年金のはなし」を基に作成した年金セミナー用動画（DVD）を教育機関等へ配付し、これまでの対面型の年金セミナーだけでなく、動画提供型の年金セミナーを可能としました。また、令和3年7月には「20歳到達者向け制度周知動画」を追加収録した新たなDVDを作成し、教育機関等へ配付しました。
- 現在、以下の3つの形式による年金セミナーの開催が可能です。

① 対面型

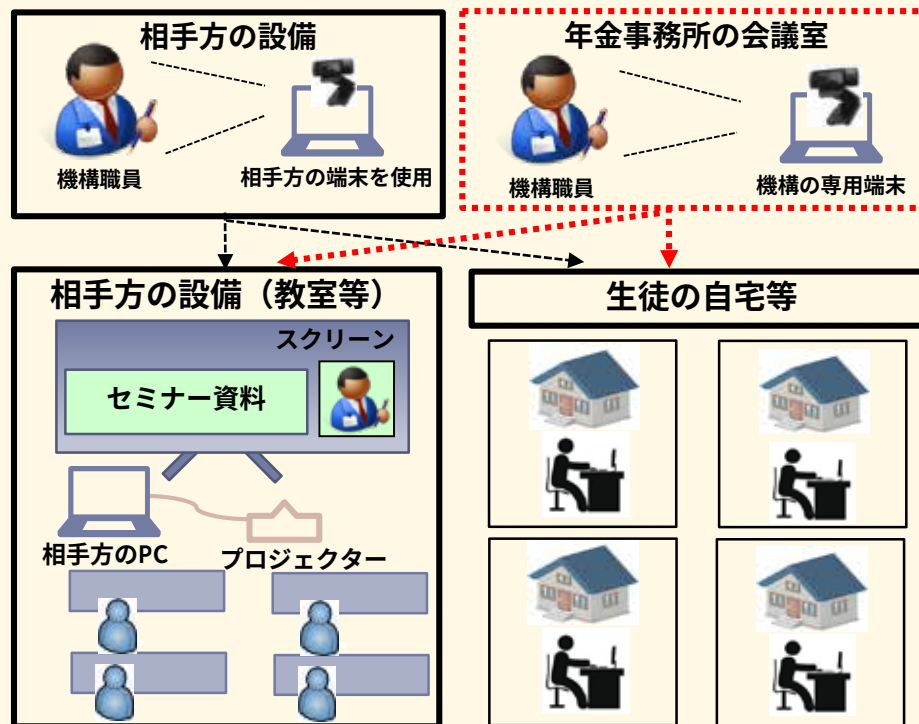
職員（講師）が学校等へ赴き、受講者と対面で実施する方法



② 非対面型（オンラインセミナー）

Web会議ツールを利用して講師と受講者をオンラインで結び、モニターを通じてセミナーを実施する方法

新たに導入



③ 動画提供型

機構から配付したセミナー用動画（DVD）を受講者が視聴する方法



4.インターネットによる年金相談予約の導入

- 日本年金機構では、平成28年10月から予約制による年金相談を実施しています。令和2年度末においては、95%を超える予約率となっており、多くのお客様に予約制による年金相談をご利用いただいています。
- 一方で、「予約の電話が繋がりにくい」、「インターネットで予約できるようにしてほしい」といったお客様からのご意見もあったことから、令和3年5月6日より、老齢年金ターンアラウンド請求書（緑色の封筒）が届いたお客様を対象に、インターネットによる年金相談予約を開始しました。



老齢年金ターンアラウンド請求書

■電話・窓口での予約とインターネット予約の比較

		(年金事務所)		(コールセンター) 電話での予約	インターネットでの予約 ※お一人の基礎年金番号につき、 ネット予約受付は1件まで
		窓口での予約	電話での予約		
受付環境		○ 年金事務所お客様相談室 ○ 年金事務所分室 ○ 年金相談センター・オフィス		○ コールセンター (予約受付専用電話等)	○ 年金相談予約専用サイト (日本年金機構HPより遷移)
予約受付時間帯		○ 平日 8:30～17:15 ○ 土曜開所日 9:30～16:00 ○ 延長開所日 8:30～19:00		○ 平日 8:30～17:15	○ 8:00～23:30
予約対象の相談		○ すべての年金相談		○ すべての年金相談	○ 老齢ターンアラウンドのみ
予約受付 可能期間	いつから	○ 自拠点分は当日分から、その他は翌営業日分から		○ 翌営業日分から	○ 翌々営業日分から
	いつまで	<老齢ターンアラウンド請求> ○ 3か月先の月の末日まで <その他相談> ○ 1か月先（暦日）まで		<老齢ターンアラウンド請求> ○ 3か月先の月の末日まで <その他相談> ○ 1か月先（暦日）まで	<老齢ターンアラウンド請求> ○ 3か月先の月の末日まで
予約可能枠		○ 60分、45分、30分、15分		○ 60分、45分、30分、15分	○ 45分
予約日時のリマインド機能		○ なし		○ なし	○ 予約日の前日にリマインドメールを送信

5. 令和3年度事業計画

(1) 市町村、自治会、事業所、関係機関との協力連携

市区町村、自治会、事業所、関係機関等と協力・連携し、公的年金制度の周知・広報の充実及び国民年金保険料の納付率向上を図る。

1. 関係機関・関係団体との連携による周知・啓発
 - ・市町村、ハローワーク、税務署等に、窓口での年金制度に関するポスターの掲示及びリーフレットの設置を依頼し、地域住民への情報提供の充実を図る。
 - ・関係機関の会議や研修会に参加し、年金制度や事業に関する情報提供を行う。
2. 市町村広報誌等による周知・啓発
 - ・市町村広報紙等を活用し、出張年金相談の日程や年金制度に関し情報提供を行う。
 - ・社会保険協会発行の広報誌に事務手続きに関する記事等を掲載する。
3. 年金制度説明会の開催
 - ・地域住民及び企業や団体の従業員を対象とした年金制度説明会を積極的に開催する。
4. 関係機関・関係団体との連携強化
 - ・市町村担当者への研修や事務打合せ会を定期的に行う。
 - ・市町村担当者向け情報誌「かけはし」を年6回（奇数月）送付し、情報提供を行う。
 - ・関係機関のニーズを十分聞き取り、効果的な情報提供・制度説明会を実施する。

(2) 地域における相談事業

地域住民のニーズに応えるとともに年金制度への理解を深めていただくため、自治体や教育機関、商業施設等に出向き、出張年金相談を実施する。

1. 市町村等における出張年金相談の実施
 - ・年金事務所から遠隔地の市町村に赴き、定期的に出張年金相談を開催する。
2. 社会福祉施設における障害年金制度説明会の開催
 - ・特別支援学校等に対し、障害年金制度に関する制度説明会開催のアプローチを積極的に行う。
 - ・特別支援学校等の教職員や保護者に対し、感染防止対策を徹底したうえで制度説明を実施する。
3. ハローワークでの雇用保険受給者説明会にあわせた制度説明会や国民年金保険料免除申請にかかる相談会等の開催
4. 「ねんきん月間」を活用した商業施設等での出張年金相談の実施
5. 企業や団体の従業員等に対する年金制度説明会の開催
 - ・企業や団体等に対する制度説明会を通じて、電子申請やねんきんネット、制度改正事項等について、広く周知・広報する。
 - ・開催にあたっては、Web会議ツールを活用した非対面型の推進を図る。

(3) 教育機関を対象とした年金セミナー事業

中学生や高校生、大学生等の若い世代を対象に、公的年金の大切さを知り、制度への理解を深めていただくため、多様な年金セミナーを積極的に実施するとともに、効果的なアプローチを検討・実施する。

1. 年金セミナー開催に向けたアプローチ

- ・教育関係機関に対し、中学校や高校での年金セミナー開催に向けた協力依頼を行う。
- ・中学校、高校、大学、専門学校等に対し、リーフレットやセミナー動画（DVD）の送付、電話勧奨等のアプローチを積極的に行う。

2. オンラインを活用した年金セミナーの推進

- ・Web会議ツールを活用した非対面でのオンラインセミナーの拡大を図る。
- ・非対面式セミナーの他、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの対面によるセミナー、セミナー動画（DVD）の視聴など、各学校のニーズや環境に応じたセミナーを開催する。
- ・実施後のアンケートや先生方のご意見をもとに、適宜、実施方法や教材の見直しを図る。
- ・セミナー講師育成のための研修やコンテストを充実させる。

3. 地域年金推進員の活用

- ・地域年金推進員が中学校、高校、大学、専門学校等を訪問し、リーフレットを活用した説明及び年金セミナー開催のアプローチを行う。
- ・地域年金推進員に対する研修や連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行う。

(4) 年金委員活動の活性化・委嘱拡大

年金委員は、職場や地域における公的年金制度の周知・啓発という重要な役割を担っていることから、定期的な研修会や意見交換会を開催し、積極的に情報提供を行うことで、年金委員活動の活性化を図る。

1. 定期的な研修会・意見交換会の開催

- ・厚生労働省からの通知に基づき、制度改正事項や重点協力依頼事項を中心とした研修会・意見交換会を開催する。

2. 積極的な情報提供及び制度周知への協力依頼

- ・「年金委員活動のてびき」や情報誌「なごみ便り」を送付し活動を支援する。
- ・各種啓発資料（退職後の年金手続きガイド、アニュアルレポート等）を送付するなど、積極的に情報提供を行う。
- ・地域型年金委員及び職域型年金委員を活用し、地域住民及び企業の従業員への制度周知や情報提供を行う。

3. 委嘱数拡大に向けた取組

- ・職域型年金委員については、年金委員未設置事業所に推薦依頼文書を送付する。
- ・定年退職等による職域型委員辞退者については、後任の推薦依頼を確実にを行う。
- ・地域型年金委員については、推薦母体となる関係団体に対し、積極的に推薦依頼を行う。

(5) 「ねんきん月間」及び「年金の日」における取組

厚生労働省と協力し、11月の「ねんきん月間」や11月30日の「年金の日」において、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に実施する。

1. 年金委員功労者表彰式の開催
2. 各年金事務所における公的年金制度の普及・啓発活動の実施
3. 「わたしと年金」エッセイ募集にかかる広報・アプローチを積極的に行い応募数の増加を図るとともに、応募校に対し感謝状を贈呈する。

(6) 地域年金事業運営調整会議

地域、教育機関、企業の中での年金制度の周知・理解・支援のネットワークの強化並びに地域年金展開事業の推進を図るため、地域年金事業運営調整会議を開催する。

1. 開催時期
 - ・令和3年7月及び令和4年2月
2. 主な議事
 - ・事業計画及び事業実施結果の報告、事業における重点取組など

6. 參考資料

(1) 令和3年度の年金額改定

令和3年度の年金額は、令和2年度から0.1%の引き下げとなりました。

○ 令和3年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和2年度（月額）	令和3年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金（満額） 1人分）	65,141円	65,075円（▲66円）
厚生年金 ※ （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	220,724円	220,496円（▲228円）

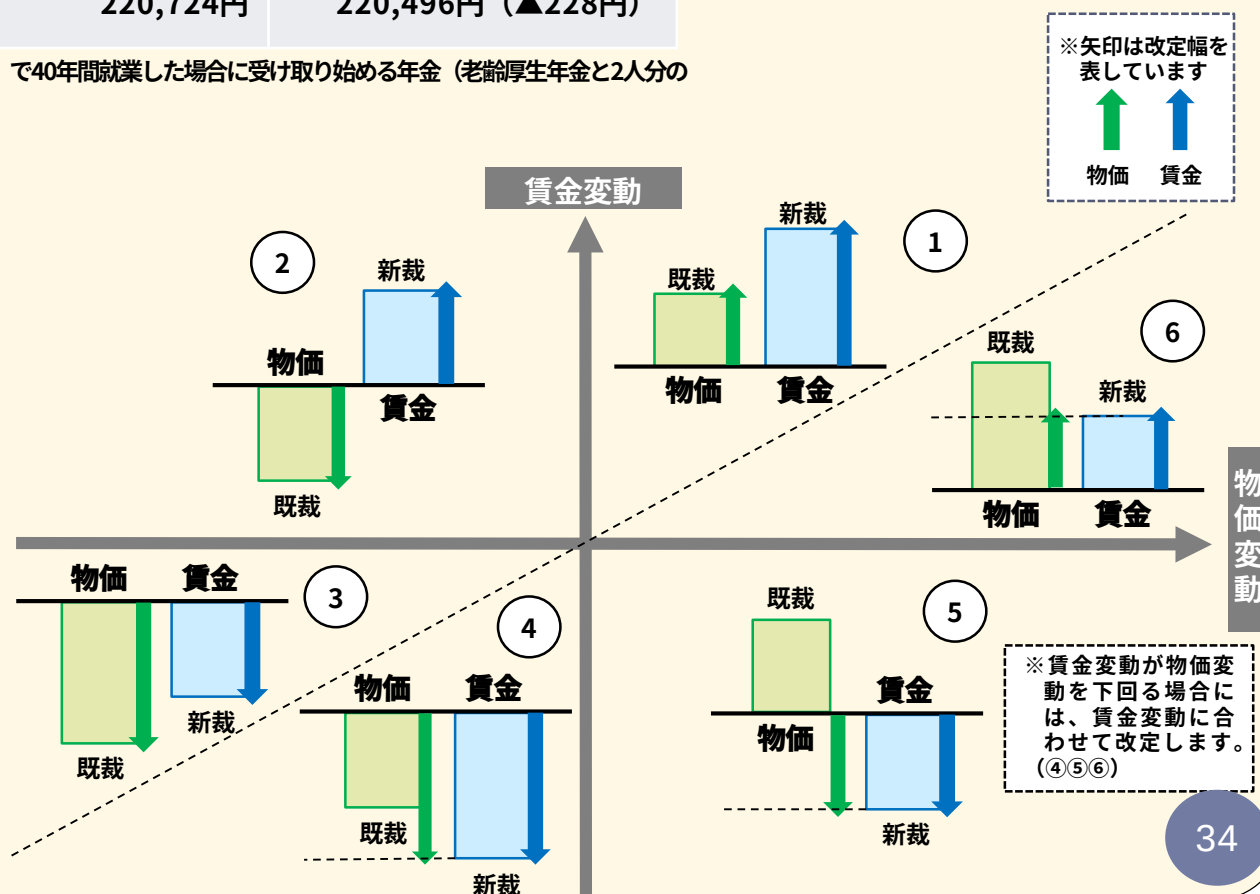
※ 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

○ 年金額の改定は、「物価変動率（物価上昇率）」と「名目手取り賃金変動率（賃金上昇率）」を基に、右図のルールに基づき決定されます。

○ 令和3年度については、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回り、右図④に該当したため、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（▲0.1%）によって改定されました。

令和3年度の指標

物価変動率 . . . 0.0%
名目手取り賃金変動率 . . . ▲0.1%



(2) 令和2年 年金制度改革の概要 (一部抜粋)

令和2年6月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、前回の会議資料の中でその一部について改正概要をご説明しました。今回は、令和3年3月及び4月に施行された以下の4点について、改正概要をご説明します。

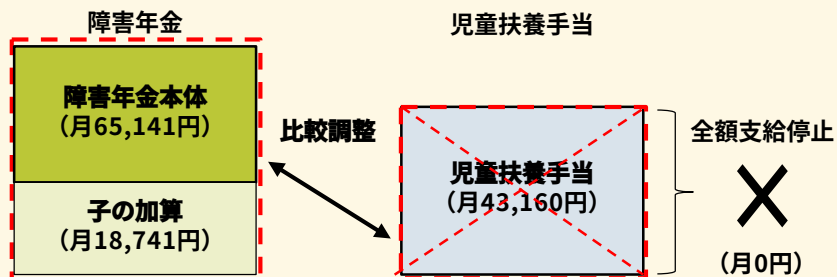
1. 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し
2. 未婚のひとり親の国民年金保険料申請全額免除基準への追加
3. 脱退一時金の支給上限月数の見直し
4. 寡婦年金の支給要件の見直し

1. 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し【令和3年3月施行】

障害基礎年金を受給している場合、児童扶養手当が支給停止される併給調整の方法を見直し、児童扶養手当と障害年金の子の加算部分額との差額を受給できるようになりました。

改正前

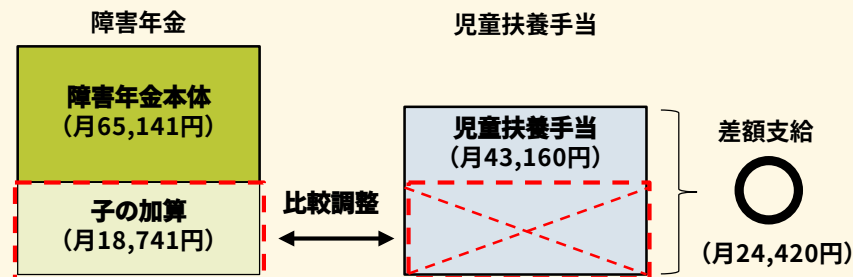
児童扶養手当が支給されない



※障害基礎年金受給中のひとり親（障害年金2級）と子どもが1人の場合

改正後

児童扶養手当が一部支給される



※児童扶養手当－子の加算相当額＝支給額

2. 未婚のひとり親の国民年金保険料申請全額免除基準への追加【令和3年4月施行】

未婚のひとり親に対する税制上の措置に対応するため、国民年金保険料の申請全額免除基準の規定が設けられました。学生納付特例については令和3年4月分以降の国民年金保険料から、また、免除については令和3年7月分以降の保険料から適用されます。

改正前

- 国民年金保険料免除及び学生納付特例の免除等該当基準に寡婦（前年の所得額が125万円以下に限る）は対象となっていました。未婚のひとり親は含まれていませんでした。

改正後

- 令和2年度税制改正により、令和3年度分の個人住民税から、未婚のひとり親（前年の合計所得額が135万円以下に限る）が、個人住民税の非課税措置の対象に加えられました。
- これを受け、国民年金の免除等基準においても、「前年の合計所得額が135万円以下の未婚のひとり親」が対象に加えられました。

3. 脱退一時金の支給上限月数の見直し【令和3年4月施行】

日本国籍を有しない方が支給要件を満たしたときに支給される脱退一時金について、その支給額の対象となる年金加入期間の上限（支給上限月数）が引き上げられました。

改正前

- 支給上限月数が36か月（3年）として計算されていました。

・脱退一時金は、一定の要件を満たした場合に、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求することにより、保険料を納付した月数に応じた額が支給されます。

改正後

- 支給上限月数が60か月（5年）に引き上げられました。
- この取扱いが適用される方
 - （国民年金にかかる脱退一時金）
 - ・令和3年4月以後の国民年金保険料納付済期間を有する方
 - （厚生年金保険にかかる脱退一時金）
 - ・令和3年4月以後の厚生年金保険料納付済期間を有する方

4. 寡婦年金の支給要件の見直し【令和3年4月施行】

国民年金第1号被保険者期間のある夫が亡くなったときに、妻が60歳から65歳までの間に支給される寡婦年金について、死亡した夫の年金受給状況にかかる支給要件が見直されました。

改正前

○ 夫に障害基礎年金の受給権がある場合、その受給権発生日と死亡年月日が同月のときは、障害基礎年金の受給権が発生しているため、寡婦年金を受け取ることができませんでした。



改正後

○ 夫が障害基礎年金の支給を受けずに死亡した場合（＝障害基礎年金の受給権発生日と死亡年月日が同月のとき）は、寡婦年金の支給要件を満たすことになります。

【寡婦年金の支給要件】

- ① 死亡した夫に、国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間または保険料免除期間が10年以上あること。（平成29年7月31日以前に受給権が発生する場合は25年以上あること。）
- ② 死亡した夫が、老齢基礎年金及び障害基礎年金の支給を受けていないこと。

【改正前の支給要件】

死亡した夫が、障害基礎年金の受給権者であったことがなく、また、老齢基礎年金の支給を受けていないこと。

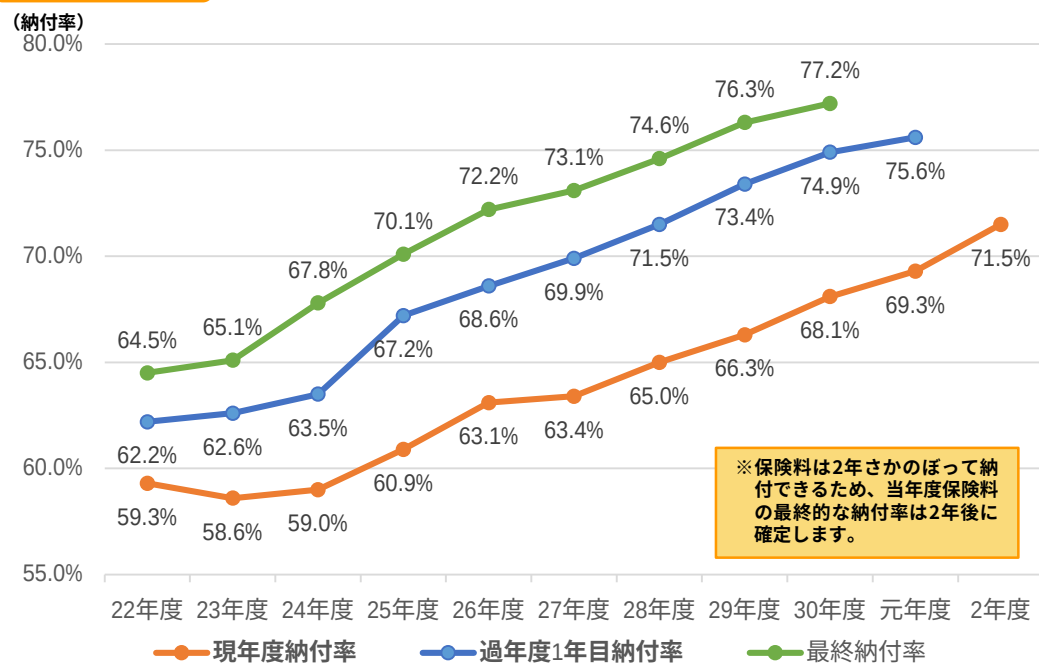
- ③ 請求者である妻が、65歳未満で老齢基礎年金を繰上げ受給していないこと。
- ④ 婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上あり、夫の死亡当時、夫の収入により生計維持していること。

(3) 国民年金・厚生年金保険にかかる主な実績指標（全国）

平成22年1月に日本年金機構が設立されて以降、基幹業務については、国民年金保険料の納付率の向上、加入指導による適用事業所数の増加、厚生年金保険料収納率の向上など、着実に実績を積み重ねてきました。

社会では今、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた様々な対応が求められています。このような中、日本年金機構に課せられた「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運用し、年金受給者に正しく年金をお支払いすることにより、国民生活の安定に寄与する」という使命を改めて強く認識し、引き続き基幹業務の推進に取り組みます。

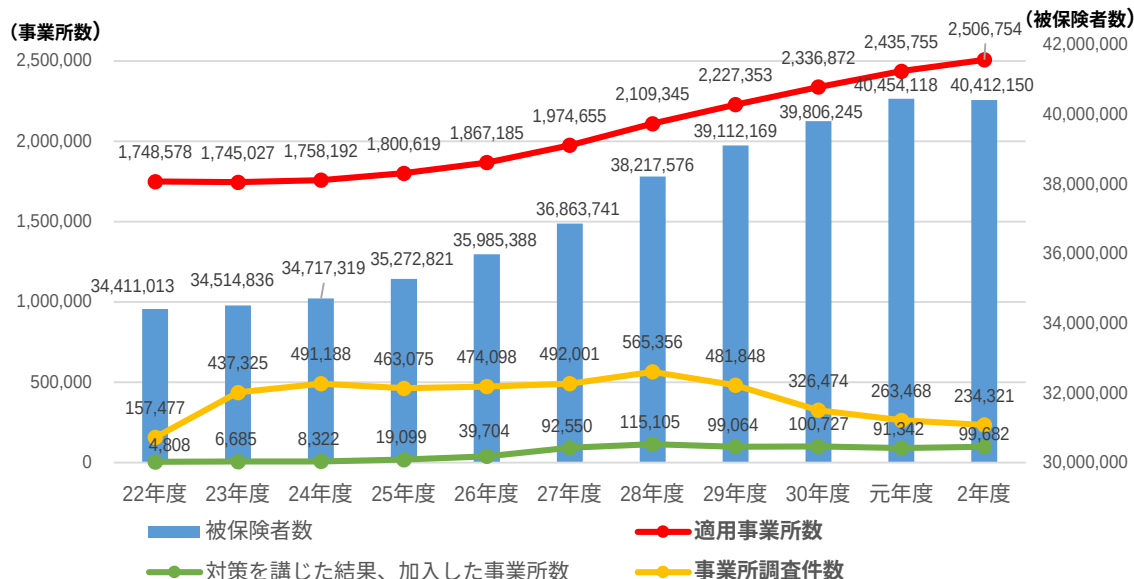
国民年金



【令和2年度の主な取組】

- 20歳到達者に職権による適用を実施するとともに、加入のお知らせと同時に納付書を送付しました。加えて、電話による納付勧奨や免除制度の案内等を行い、後追い勧奨を実施しました。
- 上記の20歳到達者への対応や、新規未納者を対象とした対策に加え、臨時特例免除にも適切に対応しました。
- これらの結果、強制徴収が制限される中でも、現年度納付率71.5%（9年連続で上昇）、最終納付率77.2%（8年連続で上昇）と、目標を達成することができました。

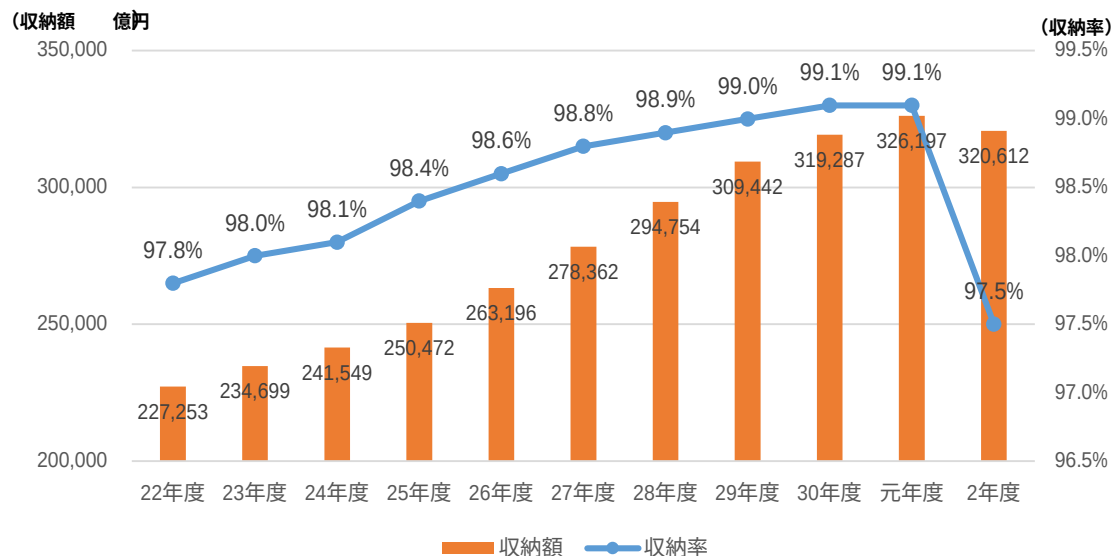
厚生年金保険適用



【令和2年度の主な取組】

- 未適用事業所の適用促進については、訪問や来所要請に制限があり、文書や電話による加入指導が中心となりましたが、国税源泉徴収義務者情報を活用した加入指導等により、約10万事業所を適用に結びつけました。
- 事業所調査については、訪問・呼び出しによる調査が制限され、郵送調査が中心となりましたが、目標を上回る事業所への調査を実施し、調査により適用した被保険者は1.9万人以上に上りました。

厚生年金保険徴収



【令和2年度の主な取組】

- 滞納処分が制限される中、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難となった事業所に対して、納付猶予特例の案内を行い申請を促すなど、事業所の状況や事業主の心情に配慮した柔軟な対応を最優先で実施しました。
- 令和2年度における厚生年金保険料収納率は97.5%となり、前年度を下回りましたが、納付猶予特例及び法定猶予制度の許可中の金額を除いた場合の収納率は99.3%となり、前年度と同等の水準を保ちました。

(4) 熊本県の厚生年金保険・国民年金の状況

(1) 加入・納付の状況（令和2年度）

区分	適用事業所数	被保険者数	収納率
厚生年金保険	32,725事業所	418,516人	97.71%

区分	被保険者数				納付率	免除率 (全額免除・猶予)
	第1号	任意加入	第3号	計		
国民年金	197,462人	1,904人	91,214人	282,401人	70.87%	39.27%

(2) 受給の状況

年金の種類		受給権者数	受給年金額合計
厚生年金保険	老齢給付	451,270人	226,255,038,626円
	障害給付	11,265人	7,256,784,492円
	遺族給付	76,124人	3,927,667,514円
	合 計	538,659人	237,439,490,632円
国民年金	老齢給付	528,570人	354,214,135,618円
	障害給付	42,019人	36,399,830,700円
	遺族給付	3,568人	2,617,008,762円
	合 計	574,157人	393,230,975,080円

(※1) 納付率とは…

「納付すべき被保険者」が有する「納付すべき月数」のうち、「納付された月数」の割合

(※2) 免除率とは…

任意加入被保険者を除く第1号被保険者のうち、「学生納付特例者・納付猶予者・全額免除者」の割合

$(④+⑤+⑥) \div (②+③+④+⑤+⑥)$

第1号被保険者					
① 任意加入者	② その他	③ 一部免除者	④ 学生納付 特例者	⑤ 納付猶予者	⑥ 全額免除者
納付すべき被保険者					

(5) 各年金事務所の国民年金被保険者数及び納付状況

(1) 国民年金被保険者数（令和3年3月末）

事務所	第1号	任意加入	第3号	計
全国	14,494,591人	186,661人	7,929,684人	22,424,275人
九州	1,652,469人	16,788人	801,523人	2,453,992人
熊本県	193,175人	1,822人	87,404人	282,401人
熊本東	26,686人	177人	10,438人	37,301人
熊本西	110,573人	1,208人	57,171人	168,952人
八代	27,990人	207人	9,723人	37,920人
本渡	11,323人	97人	3,444人	14,864人
玉名	16,603人	133人	6,628人	23,364人

(2) 国民年金保険料現年度納付率

事務所	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全国	66.30%	68.12%	69.25%	71.49%
九州	62.71%	64.79%	66.09%	68.78%
熊本県	66.03%	68.01%	68.80%	70.87%
熊本東	66.95%	69.11%	69.78%	71.93%
熊本西	63.25%	65.29%	66.03%	68.34%
八代	67.93%	70.13%	71.81%	73.53%
本渡	75.85%	77.81%	77.93%	79.97%
玉名	71.89%	73.21%	73.85%	74.97%